

議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年11月12日（木）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、橋本恒委員、升井祐子委員（遅参）、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	寺垣智章副委員長	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長、中島理恵書記	
傍聴者	なし	
開会	午前10時00分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日程	発言者	内 容
1. 開会	田中委員長	<p>議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。</p> <p>議長は、少し遅れる。寺垣副委員長は昨夜、発熱があつて今朝は下がつたが、念のため受診することにし、胃腸炎の診断がされたようだ。昨日、県版のコロナ警報が発令されたので、大事を取って欠席している。升井委員は遅参の連絡があつた。</p> <p>お手元に配っている「実態調査表（暫定）」というものは、あとのその他のところで局長に説明してもらう。</p> <p>我孫子市の資料は、特別委員会の今後のスケジュールの中で、諮問案の検討ということを私が発言し、白紙諮問と我々が考えた額を示した諮問の二通りの諮問の形が考えられるが、世間はどのようにしているか調べたら、柏市議会が千葉県の三十数市の諮問答申の調査をした表があつたので、その一覧表と我孫子市の諮問と答申の文書をホームページから貰つて、今日は議論しないが参考としてお配りしている。</p>
		*議長入室 午前10時02分頃
2. あいさつ	田中委員長	議長、あいさつを願う。
	足立議長	進めてほしい。
3. 協議事項 (1)	田中委員長	<p>協議事項（1）現行の議案審議の進め方の検証について</p> <p>先ほどお配りした私の提供資料は、事前に副委員長と事務局長とも議論をして、内容的には若干、解釈や見解の違いがあるかもしれないが、私からの問題提起として出したものだ。これは、この前も言ったが、この表題に書いているように、本会議に議案を上程するまでの議案審議の進め方についての検証としている。ここに特別には書いてないが、本会議で上程して審議して採決する流れのものについての前提にしている。前回、局長にまとめてもらった資料に基づいて、検証のために私から改めて部分的に書き出したものだ。</p> <p>最初は、検証のために改めて今9月議会の議案などについて、私が所属する産業福祉常任委員会と、そのあとの全員協議会を例にして審議の経過を書いている。</p>

		<p>*以下、資料に沿って説明。(内容省略)</p> <p>これは、あくまでも私の見解なので、皆さんと議論したい。</p> <p>議論の前に、局長からも問に対する回答として、閉会中の所管事務調査の考え方について発言してもらおう。</p>
		<p>*升井議員入室 午前10時20分頃</p>
	鈴木議会事務局長	<p>田中委員長が細かく丁寧に説明されたので、私から特に言うことはないと思う。前回の繰り返しになる。これまでから言っているように、委員会の活動の範囲は、法律109条2項で決められている「所管事務の調査を行い、議案、請願等を審査する」ということだ。「調査」は、行政課長の回答では「条例案その他の議案の立案のための調査」とあり、議会側が立案するために現状を調査することだ。</p> <p>議会は会期中でないと活動できないことになっているが、特定の事件について、閉会中も活動することをあらかじめ議会の議決を得れば、閉会中も活動できる。今問題になっている閉会中に委員会が調査をするに当たって、岩美町議会では会期の最終日に、閉会中に何か調査しないといけないことが生じたときに、どういふのもであっても対応できるように、「特定の事件」と規定されているので、商工に関することや福祉に関することや社会教育に関することなど、ある程度特定されるような項目の立て方でいろんな項目を網羅する形であげて、議決を取っている。それによって、閉会中に委員会が開ける形になっている。</p> <p>委員会でいろいろな調査をするのは、立案のための調査ということになっているけれども、調査をした結果として、立案する場合もあるし、立案しない場合もある。問題点があって、それについて改善のための手立てを探っていくって、その結果、そこまでなくて大丈夫だという結論に至る場合もあると思う。あるいは、執行部側がそれに対応した立案をすることもある。議会としては結果として立案しないことはあると思う。</p> <p>委員長が出された「想定される回答」で、「法109条8項に規定された議会の議決により付議された特定の事件に該当しない」とされた部分の趣旨を、私が理解できていないと思う。それは、最終日の閉会前に、適法かどうかの解釈はいろいろあると思うが、岩美町議会としては、ある程度対象を絞った項目をたくさん挙げて、いろんな事件に対応できるように、特定された事件として適法になるように議決を取っているつもりだ。なので、これが「法109条8項に規定された議会の議決により付議された特定の事件に該当しない」となると、閉会中に常任委員会を開けないことになってしまうのではないかと思う。そこは、委員長さんの趣旨を私が理解できていないのではないかと思う。</p> <p>現在やっている定例会前の常任委員会は、次の定例会で上程される内容も含まれているけれど、それも含めて議決された特定の事件として扱っているのが、今の状況だと私は理解している。</p>
	田中委員長	<p>「特定の事件に該当しない」というのは、次の定例会に提案予定の議案を、特定の事件として閉会中に審査・調査できると決めることは</p>

		<p>できないのではないかというのが私の考えだ。閉会中に調査できないということではなくて、できないのは次の定例会に提出予定の議案を対象に特定することはできないという意味だ。ここの議論の前提は、次の議会に提出予定の議案、提出することが決まっているものについてということが前提だ。実際に、9月議会の前に行った常任委員会、全員協議会の中で、産業福祉常任委員会という、執行部が決めた審査事項、報告事項の「補正予算に計上するもの」と「東部広域規約改正の内容」の二つは、定例会に提出予定の議案である。戸籍届書の紛失とか、介護保険事業計画の策定スケジュールとかは、議案ではないから何の問題もないと思う。</p> <p>換気のためしばらく休憩する。</p>
休憩		<p>休憩 午前10時43分～午前10時54分</p>
	田中委員長	<p>再開する。</p> <p>常任委員会を開催して、それから全員協議会を開催している。常任委員会は、委員長の判断で開催日や日程を決めている。全員協議会は議長の判断である。これまでの流れは、執行部側の要請によって開催しているのが、現行の姿である。</p> <p>1ページの下の方の■印の文章は、私なりの整理である。②のほうは、行財政運営上の事項について、議会に報告して意見を聞くものなので、我々が問題にしなくていいと思う。全員協議会を今後どのような進め方をするのか、どういう機会にどういう形で行うのかは、今の決着がついてから改めて執行部とも協議して決めていけばいいと思う。</p> <p>①のほうは、今回は産業福祉でいうと、9月議会上程予定の補正予算あるいは東部広域の規約改正で、常任委員会と全員協議会を通して9月議会上程予定のものに全議員が質疑をしたことになる。これはそういう認識でよろしいか。</p> <p>それを前提に①のような進め方について、議員必携や解説などで「それは駄目だ」「適法ではない」「抵触するおそれがある」などの指摘がある。</p>
	杉村委員	<p>委員長の丁寧な説明はよく分かる。しかし、申し訳ないが民意の理解するところからますます遠ざかっているように思う。前回の説明にもあったように、「事前に委員会や全協で、説明に対し質疑を行った場合は事前審査に該当するものと解される」と、明確に言われているのだから、3ページの①については、県内9つの町がやっているように、本会議が始まってからの委員会で議論するようにやってみればいいのではないか。②は、「本会議の権限に踏み入ることになるのでできない」と書かれているが、これは、上程されてから、専門性を持たせて委員会でしっかり議論をしていこうということまで否定するように読める。こういうことは、別の話になってますます理解できない。</p>
	田中委員長	<p>議論のために一言申し上げる。私は先ほどの説明の中で、②については「これで良い」と言っている。今、我々の問題があると思っているのは①のことである。行財政運営上の大事なこととして議会に報告して意見を聞く活動として、これは問題にならないと私は発言している。何を聞いていたのか、私の言ったことを正確に理解してほしい。</p>

		<p>分かっていると思うことでも、一つ一つ積み上げていくことが大事だと思うので、「改めて」となることも、「重ねて」となることもあるけれど、あえてそれをしている。</p> <p>議案上程後の委員会や全協の審議についても、本会議の公開の原則との関係で、私はこの中で触れている。上程後ならいいのかというと、そうではないということ、私の解釈として言っている。</p> <p>補足して言うと、議長がこの問題を提起した発言の中にあつたように、適正、適法、法にのっとっているかどうかということも大事なことなので、そういう角度からこの議論をしている。我々は町民に対して説明責任を果たす必要があるから、そのためには、法や通説になっている法解釈に基づいてどうなのかを説明できないと、町民に対して通用しないと思う。それを根拠に持ち出されて議論されたら太刀打ちできない。</p> <p>疑問や分からないことがあれば、私が説明するだけでなく、ほかの委員からも「こう考えたらどうか」とか、相互に話し合おう。</p>
	足立議長	<p>県内の議会には、本会議主義でやっている議会もある。今の岩美町議会は、常任委員会での少数意見が本会議で出てくることは極まれだと思う。北栄町議会ではよく議案が否決される。あれは正に本会議主義で、事前の常任委員会などで議論することが少ない議会だと聞いている。議長として審議を進める中で、少数意見も町民に聞いてもらうべきではないかと、日ごろから思っている。</p> <p>全協に出す協議事項や報告事項も、正副委員長に委ねられていると思う。各常任委員会の案件が全て全協に出ているわけではない。皆さんの中には、所属しない常任委員会での中身を全く承知しないまま本会議に提案されて、何も知らずに物事が進んでいる案件も多々ある。皆さんが承知の上で、それでもいいということであれば、それはそれでいいかもしれないが、本当にこれでいいのかと普段から思っている。こういう機会なので、一考してもいいのではないかなと思う。</p>
	田中委員長	<p>議長が言われた後半の部分は、現行の検証が終わったあとに、これからどうするかということに関わってくると思う。</p>
	升井委員	<p>先ほど議長が言われたように、いきなり本会議場では発言しにくい。確かに所管でない委員会の議題を読み込んで来ているかということ、そうでないことが多くて反省している。</p> <p>どちらも良いところがあると思うし、新しい方法でやってみれば、議場であるべく発言するように自分の所管でない議題も勉強するようになる。やり方を変えても良いし、今までのやり方も良いところがある。</p>
	田中委員長	<p>私も2・3回、今の進め方が良いと考えていたと披歴したが、多くの委員が「現行のような進め方が良い」あるいは「現行の常任委員会で行っていることは、所管事務調査の範疇に入るのではないかな」と言われる。それは、岩美町の場合、議会の意見が反映されて、我々からすると町民の立場から見てより良い方向に変えたり、撤回したりということが実態としてあつたので、現行の審議の進め方が良いと、私も従来は考えていた。</p>

		<p>私を知っている他町の議会では、我々が上程の事前にやっていることを、上程の事後にやっている。本会議だけを聞いていたのでは、その町の町民に過程が見えないのは同じだ。それであれば、うちのやり方のほうがよっぽど良いと思った。</p> <p>しかし、法律の規定や通説とされている法の解釈から見て、本当に良いやり方なのか、そこが問われている。議長の問題提起は、煎じ詰めるとそういうことになる。</p> <p>これまでも資料として提出しているけど、私の所属する産福と全協を例にとり、より具体的に目に見えて認識が明確になる形にして皆さんに議論してもらいたいと思って、くどいかもしれないがこのように事細かく書いている。</p> <p>現行が法や通説に照らして良いのか悪いのか、端的に言えば何が悪いのか、どういう問題があるのかを認識して、それを変えるとすればどう変えるかである。</p> <p>どう変えるかは、良いのか悪いのかの決着がついた後になる。今回はできないが、次のもう一つの論点として、本会議と委員会の関係がある。我々はこういう方向でいこうと確認した上で、岩美町議会の本会議と委員会の関係をどうするか。付託案件のことも当然出てくるが、議論が複雑になるので今回はあえて付託案件のことは前提にしない。付託案件なら事前に審査しても良いという意味ではない。岩美町議会として本会議と委員会の関係をどうルール化するか、付託案件についても理論的に整理して、こうしようとなる。今日の議論の主は、今後どうするかではないので次の話として、今のことをどう認識するかという話だ。</p>
	<p>升井委員</p>	<p>案である。先ず常任委員会をするのは、自分一人の考えだけで勉強してもそれが正しいかどうか分からないので、本会議の前に常任委員会で詳しい説明やほかの委員の意見を聞けることは、私にはありがたい。常任委員会では、採決とか採択・不採択を決めずに、問題をもむだけにして、本会議で初めて採決することにしてはどうだろうか。</p>
	<p>田中委員長</p>	<p>前回11月5日の事務局から出された資料の最後の8ページに全員協議会のことが書かれている。議員必携が引用されている。</p> <p>「町が議会に提案予定の案件についての事前説明をする場合もあれば、行財政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝関連事項等について意見を求める場合もある。議員にとって、行政内容あるいは提出議案について、理解を深める機会にもなっているが、本会議や委員会と同様の実質審議となることがないように、節度を持って運用すべきである。」</p> <p>要するに、実質審議にはするなということである。説明を聞いて分からなければ、「これはどういうことか、それはどういうことか」と細かく説明を聞くことで、質すのではない。言葉では言っても実際には説明を聞くことと質疑との境界がどこか、難しい問題が出てくるかもしれない。そこは、慣れるしかないと思う。</p> <p>以前、私がこんなことを考えていると、流れの基本だけを示した。いろいろな施策をまとめ上げるときに、住民や関係者の意見を聞くの</p>

		<p>と同じように、議員や議会の意見を聞くという政策をまとめ上げる過程の一つと考えた。今日の資料2ページの②は、議案についての事前説明でも何でもないので、議会の意見を聴取するという過程だと思う。</p> <p>議会を含めていろいろな人の意見を聞いて、条例とか予算案を固めていって、次の議会の議案はこういうものだという形になったときに、議運の前にするか後にするか、常任委員会でするのか、全協でするのかは別にして、議会に説明をする。これはさきほど読み上げた「事前説明を行う場合もあれば」ということだ。これは県議会とかもやっている。県議会の場合は、会派の要望をいろいろ聴くことがある。固まった段階で会派に対して説明をする。そこは質疑する場ではなく、あくまで説明する場だ。それから上程して審議することになる。変われば、そのようなことになるだろうと思う。</p> <p>あくまでも我々は、その提案を通しても良いか修正したほうがいいのか、否決したほうがいいのかの可否を判断するための調査をする、議会なら議論をするので、しっかり説明を聞くことが必要だ。判断のために説明を聞くという作業だ。</p> <p>本会議で可決されなければ成立しないが、本会議で可決する、あるいは否決するためだけの場にしては、町民には過程が見えないので結果しか見えないことになる。やはり本会議で我々が質疑できる、討論として意見が言えるだけの準備を、議会は議会として、議員は議員として行うべきで、そのために説明を事前に求める。説明だけでなく、自分で調べることも当然にある。そういう流れになるだろう。ただ、それをどういう形ですか、事前の説明を常任委員会ですか、全協ですか、どの時点ですかは、執行部と協議しないといけないだろう。議運の前にするか後にするかは、北栄町の場合、議運が済んでから全員協議会に説明をする。そこは説明の場であって、質疑は行わない。それから議案書を配る流れになっている。そこは執行部と協議して、具体的にいつどうするかを決めることになると思う。「変える」のは、いま問題があるから変えるわけだ。主に、いま問題だとされているのは、法の規定や通説として解釈されている事柄に照らして問題ではないのかと、私には認識があるから提起している。問題ないということであれば、なぜ問題ないのか具体的に、法にはこう書いてあるのに、岩美町議会がやっていることが、法に照らして問題ないという説明を、町民から求められたときに説明できなければいけない。そういう認識を共通にしていこうという作業だと思ってほしい。</p> <p>現行の進め方でいいのではないかという意見があったが、皆さんが根拠を述べられなかったので、こういう指摘に対してどうなのか、理由を述べて議論し合うことが必要だ。</p>
	柳委員	<p>升井委員は、現行の進め方がありがたいと言われた。初めに、担当常任委員会ならではの進行方法の中で、分かりやすく説明を受けられるのが利点だ。提案としては、委員会としての採決をなしにしてはどうかということだ。委員会での採決は、付託された案件については必</p>

		<p>要なことだ。</p> <p>私の意見は、現行の審査の方法が良いと思う。ただ、委員長が言われたように、今後改善が必要な部分はあると思う。議会側としては、現行のほうが、開会してからよりも、常任委員会から始まり本会議で最終結論を出すまでの自分が考える時間を程よく長くいただいていることをありがたく思っている。</p> <p>今までの審査の流れは、委員長が言われるように、法に抵触する可能性があるということだが、私は、委員会での審査は閉会中の審査で、特定の案件に含まれるという理解をしている。屁理屈かもしれないが、実質は次の定例会に当たっての中身を審査しているという認識はあるけれど、あくまでも議案書をもって委員会に臨むわけではない。先輩議員の知恵で、ぎりぎり事前審査の問題をクリアしていると受け止めている。</p> <p>中身は別だが、実質的に集中して慎重に審査をするなど、改善する部分はあるが、それはそれとして、私や多くの委員が今の審査の流れが良いと思っている。</p> <p>ただ、問題は法に抵触している可能性があるということだ。私はいまだに、事前審査に当たらないように、知恵をもって臨んでいるという認識である。完全に事前審査でアウトなのかどうか、最大の要だと思う。私は事前審査を回避していると思っているので、もう少し勉強したい。</p>
	田中委員長	<p>亡くなっている方もあるので確かめようがないが、以前の定数18人の議会で、全協や常任委員会で結構突っ込んでやったりして、実質的に事前審査をしているという認識はあった。</p>
	柳委員	<p>実質的には、次期定例会に提出予定であろうと知りながらも、「しかし」という意味で話している。</p>
	田中委員長	<p>執行部側が説明をする、議会の意見を聞き取りする、固まったら説明をする、聞き取りするということは、要するに議員として意見を述べる機会があるということだ。そこも施策を固める過程で、意見を聞くという意味がある。今の形は、固まった段階で行われている。副町長が率直に言っていたが、執行部は議会にもんでもらって、最終的に固めて上程したいという思いがある。これは、上手に言えば議会と執行部側の信頼関係のようなもので、それをある意味なれ合いだと言え言えなくもなく、批判があるかもしれない。それが良いかどうかの話である。</p>
	森田委員	<p>要は、執行部の要請によって常任委員会が開かれていることが問題なのか。</p>
	田中委員長	<p>「質疑するから説明しなさい」ということなら良いのかというと、それも問題がある。形としても、執行部が要請してやっていることも議会側の主体的な活動としての問題がある。だからあえて「執行部側の要請によって」と書いている。中身もスタイルも要請によって中身も決めてというのは問題だという認識があるからこういう書き方をしている。閉会中の事務調査として、資料を出せとって決めたらいいのかというと、ちょっと違うのではないかと思う。</p>

	森田委員	<p>執行部のほうから、もんでもらいたいという要請があることが問題なのか。そこを、信頼関係をもってやっていることを説明できればいいのか。各委員会で信頼関係をもって意見交換するのはすごく率直な意見が出るし、執行部もいろいろな思いを出されるので、常任委員会はずごく大事だと思う。やり方は変えないといけないかもしれないが、常任委員会をいつ持つのかを考える必要があるのかなと思う。</p> <p>もう一つ、調査とは議会が立案するための調査ということだ。委員会に持っていくことは、議会が町民の意見を聞いて、立案するための委員会に持っていくことが所管事務調査ということか。</p>
	田中委員長	<p>この解説書でいくと、もちろん議会が条例案とか議案とかを、議会として立案するための調査だ。議会として調査する、条例とか議案でなくても、例えば提言するというのも入ってくると思うけれど、町側に意見を聞く、提案するというのも入ってくると思う。最近では、総務教育でも産業福祉でもそうだと思うが、産福だと行政視察や意見交換をして、まとめて提言するところまでしてないけれど担当課長と視察で得た知見や知識を使って意見交換をした。必ずしも議会が条例にするとか議案を上程するというでなくても、それも立案に入ると思う。そのための調査だと思う。</p> <p>我々がやっている行政視察が、結果としてそうならない場合もあるというか、そうならない場合が多い。基本は議会としての考えをまとめる調査活動である。自治法109条2項には、議案や請願の審議や審査と調査は別に書かれている。閉会中の活動について規定した109条8項の中に「調査」という言葉がないから、その「審査」に含まれると解説している。そう解釈しないと調査が飛んでしまうからだと思う。その条文の「審査」は「調査」としている。含むから、閉会中の調査は概念として109条8項の審査の範疇に入るという解釈になっている。</p>
	足立議長	<p>委員長が言われるように、私もほとんどが事前調査だと思う。閉会中のうんぬんと言われるのは、事前審査に当たらないための理屈かなと思う。全協であったり、常任委員会であったり、中身は全くの事前審査だと思っている。現実論としてそういう打ち合わせもしている。常任委員会から全協に出す議題も、どれを出すか出さないか協議している。最終的にこれを解決するためには、委員会でも傍聴は許されているが、もっともっと町民に公開すべきだと思う。公開の機会を広げるのが一番かなと思っている。</p>
	田中委員長	<p>今日のための事前の打ち合わせを、3人でしたときにちょっと議論した。本会議の議案審議、討論や採決の過程で、モノによっては打開するために本会議途中で休憩して、全協や委員会を開いて、そこでもんで、改めて本会議で議論を継続するやり方もある。仮にそうなったときに、本会議を傍聴している人には見えない。その人たちに経過が見える形で、常任委員会であれば委員長による審査経過報告とか、執行部が説明の中に経過や議会の意見が分かるように説明するとか、どの場面でするのが良いかははっきり断定できないが、少なくとも、本会議を傍聴している人が聞いて分かる、記録をあとから読んで</p>

		も経過が分かるものにする必要があるだろうと議論した。
	足立議長	何度も言うようだが、皆さんの意見を聞いてあらゆることを解決するためには、やはり、もっともっと公開していくべきかなと思っている。
	田中委員長	<p>短兵急に結論を求めようと思っていない。認識を共通にしたい。</p> <p>今議論している問題をこれからどうするかは、いずれ町民との意見交換の中でも話題にされると思うし、こちらからも、これからの議会の在り方の具体的な内容として、中間報告になるか完結した報告になるかは別にして、話をしたほうが良いと思っている。</p> <p>そうなれば当然、質問が出てきたり疑問が出てきたりすると思う。その時に我々としての説明ができなければいけないし、その場でなくても、個人的に聞かれる場合も出てくる。あるいは、今日でも聞かれるかもしれない。そういうものにきちんと答えて議論ができることが必要だと思う。この場での議論を深めていって、認識を共通にする作業をしたいと思っている。</p> <p>それが議会に対する見る目の変化に関係してくると思うし、信頼にも関係してくると思う。とにかく町民から見ればまだまだ至らない議会だということを自覚しているけれど、止まっているのと先に進もうとしているのでは全く違う。そういう努力をしていきたい。</p> <p>議長の話や升井委員の話、副議長の話があった。次回はこれをどんなふうに解決していくのか、中身を含めて議論したいと思う。具体的には、副委員長や局長とも相談したい。</p>
	升井委員	全員協議会は、放送されているのか。
	田中委員長	協議事項は、録画放送している。
	升井委員	常任委員会も、聞くことができるよね。
	田中委員長	傍聴はできる。
	升井委員	だけど、町民としては、普段は仕事をしたりして忙しくて、なかなかそういう場には行けないので、町民が気軽に知れるようにしたら良いのではないか。
	田中委員長	<p>会議録も、全協や委員会是要約筆記で、事務局に来なければ見えない。本会議も、基本的に委員会や全協で質疑したものをもう一回本会議で質疑しない。二番煎じになって迫力も欠けるし、芝居上手でもない。常任委員会は物理的に5人くらいしか傍聴できない。</p> <p>できるだけ記録を読んでも分かる、傍聴していても分かることにならないといけない。これまでこの特別委員会を提供している資料について、改めて読んでもらいたい。今日の私の資料は、これまでの資料の極々一部で、関係するところだけの抜粋だ。</p> <p>立案のための調査については、もっと詳しく8ページくらいにわたって書いてある。我々の認識を深める観点からも次回は現状認識の問題と、どんなふうに変えたらいいのか提案して、それも含めて議論したい。副町長には、今こんなことを議論していると伝えた。もし変えるとなると、執行部も全く経験していないので、イメージがわからないと言っていた。我々も、私のような古いものもやったことがないので、イメージを具体的に持てるように、いずれ執行部にちゃんと正確</p>

		に協議して、「では、こうしよう」ということになると思う。そういうことを頭に置きながら、先のことも含めて皆さんに提起して議論してもらいたい。 何か発言があれば伺いたい。
	田中委員長	では、この件について今日は終わる。
4. その他	田中委員長	執行部では、コロナ感染症拡大対策会議が行われている。それと、活動実態調査表暫定についてと、その二つを局長から皆さんに報告してもらおう。 その後議長から発言をお願いします。
・ 議会活動実態調査	鈴木議会事務局長	はじめに、議会活動実態調査（領域A・B）暫定についてだ。このたびの実態調査で、正式な議会の会議・活動と、法定の活動ではないけれど、それに付随する議会としてどうしても必要になってくる打合せとか会議については、事務局が調査をすることになっていた。ここに、昨年8月から今年の7月までについて、事務局が把握している範囲で一覧にまとめた。開始時間、終了時間も記載しているが、記録があるものはその記録を、記録を取っていないものはだいたいの記憶を基に記載している。皆さんがこれを確認いただいて、記載漏れや誤りがあれば、事務局に連絡してほしい。
・ 新型コロナ警報		コロナに関しては、11月6日から10日にかけて続けて感染が確認され、12人が確認された。鳥取県版の新型コロナ警報の基準では、東部地区で3人以上かつ、確保されている病床の利用率が15%を超えると警報になる。昨日、最後の51例目の方が入院されて15%を超えたことから、警報が発令された。 それを受けて岩美町も対策会議を開き、対応を協議した。先ほどの基準を下回ると警報が解除されるが、それまでの間、今日も実施しているが役場の出入り口を正面玄関の1カ所に限定し、そこでマスクの着用、手指の消毒、検温を徹底する。中央公民館や岩美病院も同様の対応をする。そのほか、町内公共施設の利用についても、住民に限定したりしている。いこいの里や東浜バーベキューハウスの利用も制限されている。イベントも県のガイドラインに沿って感染予防を徹底できるものは実施できるが、町主催のものは警報の間は中止する。会食は4人以内に制限する。県外出張は必要性を精査し、不急のものは自粛する。そのようなことを取り決めている。そのほか、イベントなど詳しくはホームページをご確認いただきたい。 私が理解している範囲でお伝えした。
	足立議長	議会に入る対策会議の情報は、局長からしかない。変わったことがあれば、その都度、各議員に事務局として伝達してほしい。
	鈴木議会事務局長	はい。明日の県の町村議会議長会の議員研修については、現段階では、特段変更の連絡はない。
・ 障害福祉事業所不正の新聞記事	足立議長	昨日、新聞に鳥取市と岩美町で「不正」というような記事が出た。「不正」と書いてある以上は、町にも問題があるように受け取れる記事だった。全く知らなかったので、執行部に問い合わせた。すると、「町は何も間違ったことはしていない。あれは、新聞社の表現の間違いだ。議員の皆さんには、町民から問い合わせがあるかもしれない

		<p>が、町には非がないので報告しなくていいと判断している。」ということだ。どうも、新聞社側と町側の認識がそれぞれ違っていて、町側は、町には一切間違いはなくて、新聞が間違った書き方をしていると言っている。</p> <p>皆さんは正確な内容を知っているか。今朝、誰か言うかなと思ったが誰も言われなかった。中身を本当に理解されているのかなと思った。分かる人はおそらく半分もないと思う。皆さんも、その中身を聞かれることがあるかもしれない。せめて、常任委員会の正副委員長には、きちんとした説明をしといてくれと言っている。そこからは、委員会の判断としてほしい。</p>
	杉村委員	<p>新聞社と岩美町のすれ違い部分がどういうところなのか、私は理解できていないので、「町行政はそう言っている」としか言えない段階だ。それを鵜呑みにするかどうかは、各議員の判断になるのか。</p>
	足立議長	<p>だから私は、今日は報告のみだ。皆さんは何も言われませんが、私のところには町民から「あの記事はどういうことか」というものが何件か入っている。皆さんにもこれから問い合わせがあるかもしれない。</p>
	杉村委員	<p>行政は、委員会での説明は考えていないということだな。</p>
	足立議長	<p>町は、実際には10月時点でこの件を承知していたようだ。140万円の中の39万円が町の持ち出し部分で、分かった時点でその部分は払わずに、帳簿上の次の支払い分で調整して解決したようだ。個人的な意見だが、新聞に出るような案件であれば、せめてその中身をきちんと担当常任委員会の正副委員長には説明してくれと申し入れた。しかし、それ以前から担当課も含めて町は、新聞に載ることは知っていたが、業者の間違いで町には何ら非がないことだから議会には説明する必要はないと判断していた。その辺を皆さんがどう思われるか別として、執行部は今の時点では何もしない可能性があるけど、今後どう対応するかはこれからだ。</p>
	田中委員長	<p>その説明も常任委員会にしたほうが良い。</p>
	足立議長	<p>私もそう言っている。だけど執行部は「いや」という判断をしてくれている。</p>
	升井委員	<p>いち早く説明してもらったほうが良いと思う。町だけでなく市の人も新聞を読んでいるので町民以外の人も心配している。</p>
	柳委員	<p>今の段階、議長が言われるように、もしも住民から問われた場合は、新聞社のミスで、自治体の対応には全く問題なくて、業者の問題であって、詳しい説明は後程ということで、担当常任委員会には説明があると思う。</p>
	足立議長	<p>いや、どうもする気はない。川口委員長には何かあったか。</p>
	川口委員	<p>この前の聞き取りの中では、補正予算の話があった。</p>
	足立議長	<p>補正は当然必要な案件だから事前の聞き取りには上がっていると思う。事前に特別にこの件についての話はなかったか。</p>
	川口委員	<p>事前にはない。</p>
	足立議長	<p>昨日も「言っといて」と言ったけど、課長も言う気がない。</p>
	川口委員	<p>今の議長の話聞いて、補正案件では出てくると思う。</p>
	足立議長	<p>澤委員、監査委員にもこの説明はしときなさいと言っている。</p>

	澤委員	昨日、聞いた。
	田中委員長	事柄を知っていて、これは報告する案件ではないという判断をしたとしても、報道されたという新たな事情が発生したのだから、それはおかしいと思う。町民から聞かれるから、常任委員会には言っとかないといけない。
	柳委員	聞かないのは、岩美町が悪いことをしたと思っている人がたくさんいるということだ。
	足立議長	正式に議会として、改めてこういうことはきちんと説明してくれと申し出しておく。
	升井委員	新聞社の訂正文は出さないのか。
	澤委員	報道が違うなら、本来ならお詫びの文章くらい載せてもらわないと、住民に理解してもらえない。
	足立議長	町長と担当課との認識のずれがある。町は言われた金額を、県と国からのお金に町の分を足して払っている。いままで一度も事業者のチェックをしたことがないのが現実のようだ。過去にこんなことがあったかどうか分からないというのも事実かもしれない。申し出だけはしておく。
		「お願いする」の声。
5. 閉会	田中委員長	以上で、本日の特別委員会を閉会する。
		閉会 午後0時13分

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会
議会活動の在り方検討特別委員長